

■課税の特例措置（地域未来投資促進税制）

地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が、承認された事業計画に基づいて設備投資を行う場合に、事業の先進性を有する等の要件について国の確認を受けると、設備投資に関する減税措置を受けることができます。

【特例措置の内容】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	取得価額×40%	取得価額×4%
上乗せ要件を満たす場合	取得価額×50%	取得価額×5%
建物・附属設備・構築物	取得価額×20%	取得価額×2%

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円が限度となる。

※税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となる。

※対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とならない。

※地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。

【課税特例の要件】 次の要件①から要件⑤を全て満たすこと

①先進性を有すること（特定非常災害で被災した地域を除く）

具体的には、以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること

【通常類型】 労働生産性の伸び率4%以上又は投資収益率5%以上

【サプライチェーン類型】 ・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造

・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上 等

②設備投資額が2,000万円以上であること

③設備投資額が前年度の減価償却費の20%以上であること（※1）

④対象事業の売上高伸び率 ≥ 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率 + 5% かつ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回ること

⑤旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

（※1）対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること。

【上乗せ要件】 要件⑥（(ア)又は(イ)）と要件⑦を満たすこと（※2）

⑥（ア）直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上であること

（イ）対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上

⑦労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

（※2）サプライチェーン類型・災害特例の事業は上乗せ要件の対象外

【問合せ先】

関東経済産業局地域未来投資促進室、Tel048-600-0272